

令和3年1月8日

保護者の皆様へ

流山市長 井崎 義治
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市内認可保育施設の登園自粛要請について

平素は本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

当市は令和2年12月22日付の通知により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年12月24日から令和3年1月9日まで家庭保育の協力を皆様をお願いしているところですが、国の緊急事態宣言再発令を受けて、下記のとおり登園自粛要請を継続いたします。感染拡大を防止するために、皆様には可能な限り、登園を自粛していただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. 要請期間：緊急事態宣言終結までの間

※登園自粛を強制するものではありません。

※新型コロナウイルスに感染した園児や職員が登園していた場合には、保健所と協議の上、市の判断により当該保育所等を臨時休園する場合がございます。

2. 保育料・食材料費について

登園自粛にご協力いただいた日について、保育料は日割り計算となります。また、食材料費については、通常1か月前に食材を発注し準備を行うため、各保育所等によって日割り計算による減免の実施の有無を含め、対応が異なります。なお、0～2歳児については、通常の保育料に食材料費が含まれておりますので、登園自粛にご協力いただいた場合、食材料費を含め、日割り計算を行います。

※手続き等詳細は後日、市ホームページでご案内いたします。

(裏面に続く)

3. 保育の必要性の認定について

登園自粛要請期間中に（１）又は（２）に該当する方のうち、家庭保育にご協力いただける方については、下記期間に限り認定期間の延長を認める（退園を求めない）こととします。

（１）育児休業からの復職予定の方

登園自粛要請期間終了後、翌々月１日までに復職

例）２月末日まで登園自粛要請➡４月１日までに復職

（２）求職活動期間中の方

登園自粛要請期間終了後、翌々月末までに就労

例）２月末日まで登園自粛要請➡４月末日までに就労

4. 長期休暇届について

原則２週間以上、保育施設をお休みする場合は「長期休暇届」の提出を求めています。要請期間中については本届の提出は不要です。

5. 送迎保育ステーション事業について

緊急事態宣言発令中は休止となります。なお、緊急事態宣言解除後も、流山市送迎保育ステーション運営休止基準により休止が継続される可能性があります。再開の目途が立ち次第、市ホームページ等でお知らせいたします。

6. お勤めの事業者様宛の通知文について

家庭保育にご協力をいただくにあたり、勤務の調整等をしていただく際に、当市からお勤めの事業者様宛の依頼文を市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。



※このお知らせは、流山市にお住いの保護者様向けです。

流山市外にお住まいの方は、お住いの自治体までお問合せください。

【問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台 1-1-1

流山市子ども家庭部保育課

電話：04-7150-6124(直通)